注　記　事　項

Ⅰ　重要な会計方針

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」(平成27年１月27日改訂)並びに「独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関するＱ＆Ａ」(平成28年２月最終改訂)(以下「独立行政法人会計基準等」という）を適用して、財務諸表等を作成しております。

ただし、「独立行政法人会計基準」第43（注解39）の規定については、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」の附則第８条により経過措置を適用していることから、経過措置終了まで、現行セグメント区分に基づくセグメント情報の開示を行っております。

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。ただし、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係を明確に示すことができる部分を除く管理部門の活動については、期間進行基準を採用しております。

（会計方針の変更）

運営費交付金収益の計上基準は、従来、主として期間進行基準を採用しておりましたが、独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、「独立行政法人会計基準」第81（注解60、注解61）を当事業年度から適用し、業務達成基準に変更しております。

これにより、前事業年度と同一の方法によった場合と比べて、経常利益、当期純利益及び当期総利益がそれぞれ13,417,332円増加しております。なお、行政サービス実施コスト計算書に与える影響はありません。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	１～53年
構築物	１～30年
工具器具備品	１～23年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年)に基づいております。

⑶　リース資産

リース期間を耐用年数とし、所有権移転外リースは残存価額を零、所有権移転リースは貸手の購入価額の10％を残存価額とする定額法によっております。

３．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

厚生年金基金から支給される年金給付については、運営費交付金により厚生年金基金への掛金及び年金基金積立不足額に関して財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第38に基づき計算された退職一時金及び年金給付に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

数理計算上の差異については、その発生時の職員等の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から行政サービス実施コスト計算書に反映しております。

（追加情報）

当法人が加入する文教関係団体厚生年金基金の代行部分について、平成27年11月１日付で厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。平成28年３月末日現在において測定された返還相当額（最低責任準備金）は3,032,879,287円であり、当返還相当額(最低責任準備金)の支払が当事業年度末に行われたと仮定して「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号）第46項を適用した場合に生じる行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額（控除見込額）は404,246,000円であります。

また、これに伴い「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(平成25年法律第63号）附則第10条に基づき、最低責任準備金の一部を国に前納（2,487,126,623円）しておりますが、当該前納額は年金資産に含めております。

４．貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産再生更生債権等については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

５．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の有価証券

償却原価法（定額法）

６．債券発行差額の償却方法

債券発行差額は、債券の償還期間にわたって償却しております。

７．未収財源措置予定額の計上基準

⑴　第一種学資金の返還免除損に係る未収財源措置予定額

第一種学資金の返還免除損については、独立行政法人日本学生支援機構法第22条及び独立行政法人日本学生支援機構法施行令第19条の規定に基づき、後年度に一般会計から借入金が償還免除されることが明らかであることから、発生した返還免除損の全額に相当する額を未収財源措置予定額として計上しております。

⑵　第二種学資金の返還免除損に係る未収財源措置予定額

第二種学資金の返還免除損については、独立行政法人日本学生支援機構法第23条の規定及び中期計画に計上されている第二種学資金返還免除補填金により財源措置されることが明らかであることから、発生した返還免除損の全額に相当する額を未収財源措置予定額として計上しております。

⑶　第二種学資金に係る財政融資資金、民間借入金及び財投機関債の利息補てんに係る未収財源措置予定額

第二種学資金に係る受取利息と財源である財政融資資金、民間借入金及び財投機関債の支払利息の差額については、独立行政法人日本学生支援機構法第23条の規定及び中期計画に計上されている政府補給金により財源措置されることが明らかであることから、当該事業年度末における未収利息と未払利息の差額に相当する額を未収財源措置予定額として計上しております。

⑷　法人化後新たに生じた学資金に係る貸倒損失に係る未収財源措置予定額

法人化後新たに生じた学資金に係る貸倒損失に対しては、独立行政法人日本学生支援機構法第23条の規定及び中期計画に計上されている回収不能債権補填金により、「債権管理規程」及び「中期目標」に基づき適正に債権管理した結果生じた部分について財源措置されることが明らかであることから、回収目標率に基づき算出される予想貸倒引当金相当額を上限として当該学資金に係る貸倒引当金繰入額から受取利息等を控除した額を未収財源措置予定額として計上しております。